

高齢消費者被害の発見とその救済(2・完)

草 地 未 紀

- I はじめに
- II 司法アクセス障害と高齢者
- III 司法制度改革の内容と期待 (以上, 駿河台法学23巻2号)
- IV 地域包括ケアへの期待
- V 今後の調査研究について
- VI おわりに (以上, 本号)

IV 地域包括ケアへの期待

(1) 高齢者の身近な存在とは

上述のとおり, 司法制度改革によって, 国民すべてが, 平等に司法サービスを受けられるような取り組みがおこなわれてきている。しかし, 健康で, 外出も自由にでき, 身近に相談できる人もいる若い世代と, 高齢者とは, やはり, それらの司法サービスまでの物理的な距離も, 心理的な距離も異なるといわざるをえない。

そこで, 高齢者のより身近にいる存在で, 高齢者が問題を抱えたときに, 各種司法サービスとの間で橋渡しをしてくれることを期待できるのは誰かということを考えてみたい。

まず, 考えられるのは, 家族であろう。同居の家族がいれば, 高齢者の様子に気を配ることができる。以前のわが国の家族形態においては, これは当然に期待できたことであるが, 核家族化が進み, 容易なことではなくなっている。被害に遭いやすいのは, 高齢の夫婦のみで住んでいる場合や, 高齢者の独居の場合であって, その場合, 遠く離れて住む家族が, 高齢者の生活の様子すべてに気を配ることは困難であろう。さらに現在では, たとえ同居していたとしても, 日中, 家族が仕事や学校へ出かけると高齢者は独りで残されることになり, やはり被害に遭いやすくなる。家族に心配をかけたくないとの心理から, か

えて相談しにくいということもある。

次に考えられるのは、高齢者の近所に住む人々である。しかしこれもまた、ある程度、郊外に居住している場合には期待できるが、都市部において、隣人との関係が希薄な場合には過剰な期待はできない。市町村の各区域を世話する民生委員³³に、高齢者の様子に気を配ってもらうことも考えられる。しかし民生委員には、業務の多様化や、それに伴う「なり手不足」の問題³⁴や、特に都市部におけるプライバシー保護の問題もあり、現状では、すべての民生委員にそれらを期待できるわけではない³⁵。何より、隣人関係というのは、多くの場合、人々の「善意」に頼らざるをえないことから、常に過大な負担を強いることもできないであろう。

これらのことから、高齢者の身近で、高齢者の抱える問題を「発見」してかれる存在としては、「定期的」かつ「継続的」に、「業務」として高齢者と関わりを持つことのできる立場の人が適切であると考えられる。さらに、「業務」とは

³³ 民生委員法1条において、「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」と定められている。

³⁴ 金井(2008)17頁参照。

³⁵ もちろん、民生委員のはたらきによって、悪質商法による高齢消費者被害が発見されている事例もある。月刊福祉編集部(2007)には、岡山市旭竜地区民生委員児童委員協議会では、行政や地域包括支援センターとの連携を図りながら、要援護者の見守り活動に取り組んでおり、ヘルパー、ケアマネージャー、民生委員、警察の連携によって、不要な契約を締結させられた高齢消費者の被害を食い止めることができているとの事例が紹介されている。そこで、当時の旭竜地区民生委員児童委員協議会副会長は、「見守りというのは、具体的にはひとり暮らしや認知症の高齢者など支援を必要とする人の周辺に気を配り、ちょっとした変化も見逃さない、ということだと思います。悪徳商法の例でいえば、高齢者の家の前に不審な人がいるのを見かけたら、民生委員・児童委員の私たちであれば、即、ご家族に連絡するなど、所近づきあいの延長での行動が大切になります。要援護高齢者の近所の方には、そのような状況を目撃した時には、可能な範囲で対処いただけるように注意をはらっていただきます。『何かいつもと違った様子があったら、即、民生委員・児童委員に伝えてほしい』といったことが言える関係づくりも大切です」と述べている(月刊福祉編集部2007:42頁)。このような地道な見守り活動を、他の地域においても、担当者の職種を超えた連携によっておこなうこと、そしてその連携を恒常的なシステムとすることが求められていると考える。

いっても、完全に民間の立場で介護サービスなどを提供する業者³⁶ではなく、公的な資金援助や指導を受けて高齢者へのサービスをおこなっているような機関が望ましいと思われる。なぜなら、完全な民間団体であれば、経営のことを優先せざるを得ない場合もあろうが、ある程度の資金の裏打ちがあれば、高齢者の生活のことを優先しやすくなるうし、また、高齢者の身体の安全を優先しなければならなくなったときに、行政などの強制的な権限を行使することのできる機関が後ろ盾にあった方が、より実効的に高齢者の抱える問題を解決しやすくなるからである。

これらの点を踏まえて、「地域包括支援センター」に、高齢者の抱える法的問題の「発見」と、法テラスなど各種司法サービスへの「橋渡し」の役割を担ってもらうことはできないか、と期待する。次で、「地域包括支援センター」についてみておく。

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センター³⁷（以下、「センター」という。）は、2005年の介護保険法改正によって設置された機関であり、同法115条の45第1項において、115条の44第1項2号から5号までに掲げる包括的支援事業や「その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に

³⁶ 社会福祉法人の中にも、地域の自治会が主催する高齢者関連の行事に積極的に参加し、まちづくり協議会、民生委員、社会福祉協議会と連携しながら見守り活動などをおこなっているものがある。月刊福祉編集部(2005)では、兵庫県の社会福祉法人千ヶ峰会が紹介されている。この法人は2001年から見守り支援の重層的なネットワークの構築を神戸市全域規模で開始している。「重層的なネットワーク」とは、具体的には、「家族、親類や友人等による一次的(インフォーマル)なネットワーク、民生委員や友愛訪問ボランティア等の近隣住民による二次的(フォーマル)なネットワーク、介護保険事業者や生活援助員(LSA:ライフサポートアドバイザー)等の公的な支援者による三次的なネットワーク」であり、「それぞれのネットワークが、必要な情報や支援状況を共有し、効率的に機能することで、地域の高齢者を包括的にカバーする」よう構築されている(月刊福祉編集部2005:75頁)。

³⁷ 厚生労働省のHPに、「地域包括支援センターの手引きについて」が掲載されている。<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html>参照。

支援することを目的とする施設とする」とされる。市町村がセンターの責任主体となっており(介護保険115条の45第2項)、市町村が直接運営するもの(直営型)もあるが、ほとんどは社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人など市町村から委託を受けた法人が運営するもの(委託型)である。両者が一市町村に混在している場合もある(混合型)。国の目安では、おおむね人口2万人から3万人に1カ所設置されることになっている³⁸。職員として、保健師(保健師助産師看護師2条, 19条)、社会福祉士(社会福祉士及び介護福祉士2条1項)、主任介護支援専門員(いわゆる主任ケアマネージャー、介護保険7条5項)が配置されており、それぞれの専門性を発揮して協働で包括的支援事業を実施するチーム・アプローチがおこなわれている。

センターがおこなう「包括的支援事業」とは、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③虐待を予防したり、消費者被害を未然に防止したりするための権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援である。②については、「ワンストップサービス」を掲げており、相談があった場合に、相談者を「たらいまわしにしない」ことが目指されている。これらの事業のうち、主に、①を保健師、②③を社会福祉士³⁹、④を主任介護支援専門員が担っている。

これらの事業の中でも、高齢消費者被害の発見とその救済に関わるものとして、③についてみておく。権利擁護とは、厚生労働省による「地域包括支援センターの手引きについて」(以下、「手引き」という。)78頁において、「地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする」事業とされる。具体的には、「成年後見制度の活用促進」、「老人福祉施設等への措置の支援」⁴⁰、「高齢者虐待への対応」、「困難事例」⁴¹

³⁸ たとえば、予備的調査の対象の1つである埼玉県では、2010年6月1日現在で、人口約718万人に対し223カ所が設置されており、約3万人に1カ所となっている。

³⁹ 実際の業務内容として、磯江(2008)92頁参照。

⁴⁰ これは、虐待に遭っているなど、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させる必要がある場合に、市町村の担当部局に、高齢者の状況を報告したり、措置入所の実施を求めたりする業務である(手引き78頁)。

への対応」,「消費者被害の防止」が挙げられている(手引き78頁)。

消費者被害の防止については、「訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う」こととされており(手引き79頁)、センターには他の専門職との連携によって対応していくことが求められている。

手引きによれば、権利擁護のみならず、包括支援「事業を効率的かつ効果的に実施するに当たっては、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である」とされ、センターが担う事業については、内部の専門職によるチーム・アプローチのみならず、外部の関係機関との連携が制度設計の段階で求められている(手引き45-46頁)。そして、「こうした連携体制を支えるものとして『地域包括支援ネットワーク』を構築することが必要」であり、この『『地域包括支援ネットワーク』は、地域の実情に応じて構築されるものであるが、例えば、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、地域の利用者やその家族、地域住民、職能団体、民生委員、介護相談員及び社会福祉協議会等の関係団体等によって構成される『人的資源』からなるネットワークが考えられ、こうした地域包括支援ネットワークの構築は、センターの基盤整備のために各職員に共通する業務として位置づけることが必要であり、職員全員が情報を共有し、ネットワークに参加するメンバー相互の関係づくりや連携の継続性の維持に取り組むことが必要である」という(手引き46頁)⁴²。センター内部の連絡体制を密にするのみならず、このような外部の機関との恒常的な関係構築こそが、高齢者の抱える問題の早期発見とその早期解決につながる重要な要素であると考えられるため、介護マネジメントや虐待の問題だけでなく、消費者被害においてもセンターに期待するのである⁴³。

⁴¹ 困難事例とは、例えば、認知症や独居、経済的困窮という高齢者自身の事情と、家族による介護放棄や虐待、介護をしている家族に重度の知的障害があるなどの家族の事情とが複数重なることで、対応が非常に困難な事例をいう(高室2005:179頁参照)。

⁴² 高室(2005)113頁, 118-133頁も参照。

V 今後の調査研究について

(1) これまでの予備的調査

ここまで、「地域包括支援センターに高齢消費者被害の発見とその救済の出発点を担ってもらうことが期待できるか」という本研究の最初の問題提起に関して、一定の仮説を立てるため、既存の制度についてみてきたが、さらに今後のネットワークづくりに障害となりそうな問題点を明らかにする程度において、これまでの調査結果を大まかに述べておく。

予備的調査においては、センターの運営体制について確認した後、実際に、いくつかの都市において、センターを訪問し、簡単なインタビュー調査をおこなった。調査内容は、主に、「担当地域で消費者問題の発見や解決に関与したことがあるか」という点と、「法的トラブルを抱えた高齢者を発見したときに、それを外部の機関に通報し、解決のための協力を要請する体制を構築しているか」という点である。

埼玉県A市では、人口約15万人に対して10カ所のセンターが設置されている。約1.5万人に1カ所の割合となり、これは標準よりもかなり多い設置数である。A市には6つの行政区があり、2005年のセンター設置当初は、各行政区に設置していたが、人口のアンバランスや、民生委員の担当地区とのズレがあったことから、2009年からは、民生委員の担当地区に合わせて、9つの委託型センターを設置し、それらを取りまとめるものとして、A市役所内に直営型のセンターが設置された。最初に、この直営型センターと、委託型センターの1つを訪問した。

調査の前提として、センターの概要について質問した。日常の業務については、どちらのセンターにおいても、現実には、職員数や担当地域の高齢者数から、「包括支援事業」のうち、上述の①介護予防ケアマネジメントと④包括的・

⁴³ すでに、センターが関わって消費者被害の発見や救済をしたという事例がある。それは老夫婦宅が布団・浄水器・健康食品などの訪問販売契約の支払い代金について競売にかけられそうになったものであり、法テラス佐渡法律事務所とセンターとの連携によって解決に導いている。この事例では、介護支援専門員が相談に同席することで、スムーズな聴き取り調査が可能であったという（本林＝大出＝土屋＝明賀2008：55頁）。

継続的ケアマネジメント支援ではほぼ手一杯の状況⁴⁴にあるとの回答であった。特に委託型センターの方では、3人の常勤職員と1人の非常勤職員で、3,200人の高齢者を抱える地区を担当し、また、年間に30回以上の介護予防のための講座を高齢者向けに開催して新たなニーズを発掘することもおこなっているため⁴⁵、支援や介護などの業務が中心とならざるをえない状況のようである。また設置から日が浅いという事情もあるが、今後、さらに高齢者数が増えることを考えれば、センターの業務量に見合った職員数を確保するなど、早急な改善が必要となるであろう⁴⁶。

そのうえで、上述の2つの質問をした。まず、「担当地域で消費者問題の発見や解決に関与したことがあるか」という質問に対しては、いずれも、「ある」との回答であった。担当のヘルパーや主任介護支援専門員らが、高齢者宅で異常を発見し、センターに報告している事例が年間に7件程度はあるとのことであった。どのような対応をしたかについては、センター自身、市が責任主体となっている組織であることや、A市の消費生活センターがかなり充実しているという理由から、すべて、センター職員が高齢者に付き添って、A市の消費生活センターに行き、そこで解決してもらっているとのことであった。

次に、「法的トラブルを抱えた高齢者を発見したときに、それを外部の機関に通報し、解決のための協力を要請する体制を構築しているか」という質問については、A市の消費生活センターや無料法律相談、社会福祉事務所との連携をおこなうことがあるとの回答であった。ただし、これは、システムとしてそうになっているわけではなく、今回訪問した直営型センターと委託型センターがいずれもA市役所庁舎内に設置されていることから、「相談しやすい」という

⁴⁴ 社会保険研究所(2010)22頁にも同様の状況が指摘されている。

⁴⁵ 包括支援事業で重要なことは、高齢者からの相談を待つのではなく、いわゆる「アウトリーチ」によって要支援者や要介護者を新規に発見することであり、このような業務は欠かせない。玉木(2006)も参照。

⁴⁶ 社会保険研究所(2010)24頁では、横浜市ではセンターに事務職員を配置し、専門3職種の負担を軽減していることが紹介されている。また、地域包括ケアをより実効的におこなうためには、「介護予防支援業務と包括的支援事業を担うという2枚看板の解消が必要」であり、「要支援者への介護予防ケアプランは包括センターの3職種とは別の介護予防担当者が作成」し、「3職種は包括的支援事業に専念」して総合相談等に取り組めるようにする必要があることを指摘する。

程度のものであった。他には、成年後見に関する手続きが必要な場合に、司法書士会のリーガル・サポートや、社会福祉協議会の権利擁護センターを利用するとのことであった。また、地元の社会福祉士仲間に相談するという、人的ネットワークによる外部との連携もみられた。しかし、リーガル・サポートなども恒常的な協力体制があるわけではなく、案件ごとに新たな依頼をしており、また、弁護士にいたっては、まったく利用が想定されていなかった。委託型センターは、運営母体となっている医療法人に顧問弁護士がいるにはいるが、センターの業務で利用しようと考えたことはなく、弁護士が必要な場合はA市の無料法律相談へ行くとのことであった。「法テラスに相談しようと考えたことはあるか」と質問したところ、「法テラスは、名前をきいたことがあるが、何を、どこまでやってくれるのか、費用はどうなのか、実態がよくわからないので使おうと考えたことはない」との回答であり、法テラスの広報がまだ行き届いていないという現状がある。

そこでさらに、「今後、法的トラブルを抱えた高齢者を発見したときに、それを外部の機関に通報し、解決のための協力を要請する体制の構築が必要か」と質問した。それに対しては、「絶対に必要であるが、弁護士など他の専門職にコネなどがあるわけではなく、センター自身でそのような体制を構築することは難しいため、責任主体となっているA市が中心となって、構築してくれるのであれば実現は困難である」との回答であった。地域包括事業には、制度設計上、他の専門家などとのネットワークづくりが求められていることはすでに述べたが、現場においては、必ずしも実現されているわけではないといえよう。

また、法テラスについても、予備的調査をおこない、過疎地型の法テラス法律事務所の成功例のひとつとして、本林=大出=土屋=明賀(2008)144-156頁などで紹介されている⁴⁷、岐阜県の法テラス法律事務所を訪問した。そこで、実際の業務を見せていただきながら、インタビュー調査をおこなった。この法テラス法律事務所には、熱心なスタッフ弁護士が4人もおり、近隣の弁護士との業務提携はもちろん、B市の福祉課やセンターなどに出向いていって、問題の発見や解決をおこなっている。さらに、B市の福祉課職員もスタッフ弁護士

⁴⁷ 法テラス広報誌『ほうてらす』Vol.10秋号8-9頁でも特集されている。

と密に連絡を取りながら、高齢者が抱える法的問題に積極的に関与する姿が見られた。インタビューに応じていただいたB市の福祉課職員も、はじめは、法テラスのことを「どういうところかよくわからない」と考えていたようであるが、スタッフ弁護士の地道な広報や訪問によって、「親身になって問題に対応していただけるので、もっと早く相談に行けばよかった」というほど、信頼関係がしっかりと構築されていた。この法テラス法律事務所の例は、熱心な各機関のスタッフによる人的ネットワークから始まっているものの、それが高齢者の抱える法的問題に対応するための協力システムとして定着した例であるといえよう。

しかし、すべての法テラス法律事務所で、同じようなシステム構築がおこなわれているわけではないであろう。また、スタッフ弁護士は任期制であるし、市役所の職員である福祉課職員には、当然、転勤や転属などがあるため、人的ネットワークにも、いつかは破綻するのではないかという不安が残る。恒常的に同じメンバーで取り組んでいくということは困難であり、人的ネットワークにばかり頼ってはられないのである。

以上が、これまでの調査の概要であるが、現状では、地域包括ケアに始まる高齢消費者被害の発見やその救済のための実効的なシステムが構築されているとはいえない。そこで、市町村など行政機関が中心となって、システムの構築をおこなっていく必要があるということを確認し、現状でシステム構築が困難となっている原因をさらに追究する必要がある。

(2) 今後の調査方針

上述のとおり、センターや法テラスを中心に、聴き取り調査によって予備的調査をおこなってきたが、まだその数が少ないことから、特に「他機関との連携をおこなっているか」という点について、引き続き、いくつかのセンターや法テラス法律事務所を調査しなければならない。そのうえで、調査項目を決定し、多様な地域のセンターに対して、アンケート回収による調査をおこない、現状を把握したうえで、高齢消費者被害の発見とその救済のためにどのような問題を解決しなければならないかということを明らかにしなければならない。

また、センターや法テラスだけでなく、他にも、ひまわり公設事務所、司法書士会、社会福祉協議会、民生委員⁴⁸、地方自治体の福祉担当部署、居宅介護

支援事業所、消費生活センター、医療機関など、高齢者の身近で、高齢消費者被害の発見とその救済のためのシステムへの参加を期待できそうな機関を挙げ、それらの業務内容や現状を把握することが必要であると思われる。そのうえで、センターへの調査と同様、他機関との連携の可能性があるかについて、検討しなければならない。

具体的には、岩手県において、高齢消費者に特化したものではないが、既に消費者問題に関する地域ネットワークづくりが進められており、モデルケースとして現地にて調査する必要がある⁴⁹。

VI おわりに

これまでみてきたとおり、各機関や各専門家は、司法アクセス改善や高齢者のケアなど、それぞれの分野において、さまざまな対応をおこなっており、それらは一定の成果をあげている。

しかし、現場の声を聴くにつけ、各機関や各専門家が、日々それらの業務に負われ、非常に多忙であることは明白であり、これ以上の業務をお願いすることは非常に困難であるといわざるをえない。

では、どのようにすれば、高齢消費者被害の発見やその救済をしやすくなるであろうか。多くの費用をかけて新しい制度や資格を作ることは、得策ではないと考える。やはり制度は、ただ作るだけでは、利用を促進することができない。新設の制度を社会に浸透させるには、多大な努力や工夫が必要であることは、法テラスの現状を見ても明らかであろう。そのためには、既存の制度を、より実効的に利用することを考えることの方が、より現実的であると思われる。

⁴⁸ 民生委員が福祉の「専門職チームの一員として活動することが望まれ」、「例えば、地域包括支援センターや障害者生活支援センター、児童家庭支援センターでは日常生活の情報提供や見守りなどが役割となる」との指摘がすでにある(金井2008:17-18頁)。そのためには「地域において専門職と民生委員が絶えず交流し、信頼しあう関係づくりが必要」であり、「支援を要する人びとの個人情報も民生委員から提供されるだけでなく、専門職からフィードバックされるなど情報のキャッチボール」も必要であるという(金井2008:18頁)。

⁴⁹ 佐藤=松岡(2010)、朝日新聞2010年5月18日付社説参照。

そこで考えうるのは、関連各機関や各専門家の間で、恒常的で密なネットワークを構築することである。まず、高齢者の一番近くで生活のケアを担うセンターの担当者が異常を察知し、それをセンターを管轄する各自治体の消費生活センターや福祉課に連絡し、そこから地域の法律事務所、法テラス法律事務所、ひまわり公設事務所などに、スムーズに相談できる体制を、普段から整えておくということである。これらの機関が日頃から密に連絡を取ることで、煩雑な手続きを経ることなく迅速に紛争に対応することが、可能となろう。

確かに、弁護士は法曹の中で唯一、在野から司法を担うべき存在であって、そもそも国の政策による法テラスに所属して業務をおこなうことがふさわしいとの議論もある。したがって、行政や民間の機関と連携するということは容易ではないかもしれない。しかし、センター自身が、各自治体と民間の介護事業者との連携によって業務をおこなっており、一定の成果を上げていることから、連携は不可能ではないと考える。すでにみたように、法テラスと自治体やセンターとの連携がおこなわれているところもあるのである。

今後は、各機関や各専門家の実態、高齢消費者被害の実態を調査したうえで、人的ネットワークだけに頼らず、恒常的なシステムとして、より迅速で実効的な被害の発見とその救済をおこなうための公私協働型ネットワークを早急に構築していくことが求められる。

《参考文献》

- 阿部圭太 (2004) 「特集 司法ネットの整備 法律扶助制度の充実と司法アクセス」ジュリスト1262号59-64頁。
- 阿部昌樹 (2006) 「法テラスの設立に向けて 第四回司法過疎の解消に向けて」法律のひろば59巻8号56-57頁。
- 赤堀彰治 (2009) 「特集 地域司法拡充のいま 司法過疎地で司法書士を開業して」月報司法書士449号26-28頁。
- 安藤建治 (2003) 「特集 司法アクセスの充実に向けて 自治体法律相談の役割と問題点」法律のひろば56巻8号38-41頁。
- 荒 中(2005)「特集／高齢者被害 高齢者被害の現状と救済」消費者法ニュース65号19頁。
- 地域包括ケア促進モデル事業検討委員会 (2009) 『連携が生み出す地域包括ケ

ア～区市町村社協と地域包括支援センターの連携を目指して～』社会福祉法人東京都社会福祉協議会。

深沢 元(2007)「特集 法テラスと司法書士 法テラスコールセンターより」月報司法書士425号14-16頁。

月刊福祉編集部(2005)「新世紀の社会福祉法人 自治会や民生委員との連携による『見守り活動』の推進」月刊福祉88巻1号74-77頁。

————(2007)「情報共有で要援護者の生活を守る—悪徳商法への対応事例から—岡山県/岡山市旭竜地区民生委員児童委員協議会(特集 制度創設100周年に向けた民生委員・児童委員活動)」月刊福祉90巻11号40-43頁。

濱野 亮(2007)「特集 法テラスと司法書士 総合法律支援における司法書士の役割」月報司法書士425号25-30頁。

長谷部由起子(2003)「特集 司法アクセスの充実に向けて『司法ネット』に求められるもの—イングランドの実例を手がかりとして—」法律のひろば56巻8号12-19頁。

————(2008)「特集=民事司法アクセスの現状と展望 民事司法アクセスの充実に対する評価と課題」法律時報80巻2号26-30頁。

早川清人(2007)「特集 法テラスと司法書士 総合法律支援における法テラスと司法書士」月報司法書士425号9-13頁。

林 勝博(2003)「特集 司法アクセスの充実に向けて 司法ネットにおける司法書士の果たす役割」法律のひろば56巻8号25-29頁。

林 和宏(2007)「特集 田舎で開業しよう 過疎地の司法アクセスと司法書士」月報司法書士419号24-26頁。

日笠山繁樹(2004)「特集 司法アクセスの拡充へ 日司連の目指す『司法書士ADR』その取り組みと課題」月報司法書士384号24-27頁。

廣澤英幸(2009)「特集:法テラスの現状と寄せられる期待 消費者庁構想と法テラスとの連携・協力」法律のひろば62巻2号34-37頁。

久末久美子=飯島紀子(2008)「北海道における地域包括支援センターの現状と課題～実態調査から見る社会福祉士の活動実践～」人間福祉研究11号27-37頁。

一木剛太郎=安藤信明=菅原郁夫=山本克己=山本和彦=笠井正俊(2008)「特集=民事司法アクセスの現状と展望 《座談会》民事司法アクセスの現

- 状と展望」法律時報80巻2号4-25頁。
- 五十嵐洋二(2006a)「セミ特集●高齢者とりフォーム詐欺預金者保護 社名を公表しない国民生活センター—住宅リフォーム訪販トラブルの背景—」(シリーズ6/欠陥住宅・悪質リフォーム)消費者法ニュース66号141-142頁。
- (2006b)「セミ特集●高齢者とりフォーム詐欺預金者保護 加盟店の総点検結果を公表—住宅リフォームトラブル契機に—」(シリーズ6/欠陥住宅・悪質リフォーム)消費者法ニュース66号146-147頁。
- 飯田 修(2005)「特集/高齢者被害 サミンググループ被害対策弁護団の結成」消費者法ニュース65号17頁。
- 池田辰夫(2009)「特集 リーガルエイドと法律相談 法テラスの挑戦とこの国のカタチ」月報司法書士443号16-19頁。
- 井村華子(2009)「特集 地域司法拡充のいま ひまわり基金法律事務所に赴任して」月報司法書士449号18-20頁。
- 井上信宏(2008)「地域包括支援センターの運営にみる困難事例への対応—地域包括ケアの実践と困難事例の解決のために—」信州大学経済学論集57号15-47頁。
- 石田武臣(2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【各論】司法過疎対策における日本司法支援センターの役割・ひまわり基金公設事務所との関係」自由と正義57巻4号48-50頁。
- 磯江ともこ(2008)「地域包括支援センターの社会福祉士として」島根大学社会福祉論集2号91-94頁。
- 伊藤 眞(2008)「特集・総合法律支援構想のゆくえ II 法テラスの役割と各界の期待 司法による消費者被害の救済と支援の在り方—消費者問題と法テラスをめぐる一試論」ジュリスト1360号63-68頁。
- 伊藤眞=市川茂樹=岡田ヒロミ=片山善博=酒巻匡=高峰武=都村忠弘=山本和彦(2004)「特集 司法ネットの整備 [座談会] 司法ネット構想の課題」ジュリスト1262号6-43頁。
- 伊東良徳(2003)「特集 司法アクセスの充実に向けて 日弁連による法律相談センター、公設事務所の展開と今後の方向性」法律のひろば56巻8号20-24頁。

- 岩崎 整 (2008)「特集・総合法律支援構想のゆくえ I 法テラスの現状と課題 受託業務の現状と課題」ジュリスト1360号56-57頁.
- 岩瀬 徹 (2008)「時の問題 法テラスの現状と課題」法学教室330号17-22頁.
- 亀井真紀 (2004)「特集 司法ネットの整備 司法過疎解消の必要性和制度の課題」ジュリスト1262号54-58頁.
- 亀井時子 (2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【各論】日本司法支援センターにおける法律扶助事業」自由と正義57巻4号45-47頁.
- 金井 敏 (2008)「制度創設90周年を迎えた民生委員・児童委員の機能を問う—期待と実態のはざまで—」社会福祉研究101号10-19頁.
- 樫村志郎 (2007)「特集 田舎で開業しよう 過疎地の司法アクセスと司法書士」月報司法書士419号4-13頁.
- (2009)「特集 地域司法拡充のいま 『司法過疎』の現状と課題—地方社会における司法需要とサービス探索に即して—」月報司法書士449号2-10頁.
- 片山善博 (2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【支援センターに期待するもの】司法制度改革と日本司法支援センターへの期待」自由と正義57巻4号55-57頁.
- 禰久孝一 (2009)「特集：法テラスの現状と寄せられる期待 奄美の現状と法テラスへの期待」法律のひろば62巻2号26-29頁.
- 菊池 浩 (2004)「特集 司法アクセスの拡充へ 司法ネット構想の概要と検討状況」月報司法書士384号2-7頁.
- 木村達也 (2005)「特集／高齢者被害 高齢者のリフォーム被害」消費者法ニュース65号14-15頁.
- 木佐茂男 (2009)「特集 リーガルエイドと法律相談 司法改革と司法制度改革—『制度』という言葉があった意味」月報司法書士443号7-15頁.
- 小林元治 (2008)「特集・総合法律支援構想のゆくえ II 法テラスの役割と各界の期待 法テラスへの期待と課題」ジュリスト1360号72-75頁.
- 古口 章 (2003)「特集 司法アクセスの充実に向けて 『司法ネット』の検討状況」法律のひろば56巻8号4-11頁.
- (2004)「特集 司法ネットの整備 司法ネット構想について」ジュリスト1262号44-49頁.

- 小松理佐子(2007a)「地域における相談活動と家族支援ネットワーク—民生委員児童委員の役割を考える—(特集 浮遊する家族と福祉課題)」社会福祉研究98号42-48頁.
- (2007b)「地域福祉の時代の民生委員制度—展望と課題—(特集 制度創設100周年に向けた民生委員・児童委員活動)」月刊福祉90巻11号12-15頁.
- 黒川 龍(2007)「特集 法テラスと司法書士 司法書士電話相談センターの相談員になって」月報司法書士425号17-19頁.
- 草地未紀(2000)「消費者保護政策の今日的展開—消費者契約法の成立と消費者の『自立』をめぐる—」岡山大学大学院文化科学研究科紀要10号(243)-(264)頁.
- (2002)「消費者契約法と従来の消費者取引判例—契約締結過程における問題点を中心に—」岡山大学大学院文化科学研究科紀要14号(173)-(192)頁.
- 間部俊明(2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【総論】地域司法計画から見た日本司法支援センター」自由と正義57巻4号27-31頁.
- 松本 麗(2008)「特集・総合法律支援構想のゆくえ I 法テラスの現状と課題 司法過疎対策業務の現状と課題」ジュリスト1360号53-55頁.
- (2009)「特集 地域司法拡充のいま 日本司法支援センターによる司法過疎対策業務」月報司法書士449号11-12頁.
- 松崎 隆(2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【総論】日本司法支援センターと日弁連の使命」自由と正義57巻4号20-22頁.
- 宮本康昭(2007)「【法律時評】法テラスの趣旨と現状,そして展望」法律時報79巻1号1-4頁.
- 宮崎 誠(2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【総論】日弁連の準備状況と予算・地方自治体との連携」自由と正義57巻4号23-26頁.
- 本林徹=大出良知=土屋美明=明賀英樹編(2008)『市民と司法の架け橋を目指して 法テラスのスタッフ弁護士』日本評論社.
- 武藤 元(2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【総論】日本司法支援センターの登場で弁護士の業務はどう変わるか」自由と正義57巻4号32-34頁.

- 直井道子=中野いく子=和気純子編(2008)『高齢者福祉の世界』有斐閣。
- 西浦功=久末久美子=中村康子=若狭重克=飯島紀子(2008)「高齢者を支える地域支援ネットワークの構築に向けて—北海道地域包括支援センター調査から—」人間福祉研究11号65-79頁。
- 日司連司法アクセス対策ワーキングチーム(2004)「特集 司法アクセスの拡充へ 司法書士会の取り組み 司法書士法律相談支援センター—現状と課題—」月報司法書士384号14-17頁。
- 小倉真樹(2006a)「日本司法支援センター『法テラス』について」都市問題研究58巻4号125-140頁。
- (2006b)「みんけんプラザ 日本司法支援センター『法テラス』について」みんけん591号62-80頁。
- 及川健二(2008)「特集=民事司法アクセスの現状と展望 法テラスの現状と展望—民事司法アクセスを中心に」法律時報80巻2号31-35頁。
- 太場亮太郎(2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【法務省の準備態勢】日本司法支援センターの設立準備状況について」自由と正義57巻4号51-54頁。
- 大石哲夫(2004)「特集 司法アクセスの拡充へ 司法ネットと法律扶助制度、そして司法書士会の果たす役割」月報司法書士384号8-13頁。
- 大村敦志(2008)「第3章 高齢化社会と消費者問題・成年後見——リフォーム商法を素材に悪質商法への対応策を考える」岩村正彦編『高齢化社会と法』有斐閣61-88頁。
- 太田治夫(2007)「特集 田舎で開業しよう ひまわり基金と公設法律事務所」月報司法書士419号14-19頁。
- 佐川孝志(2003)「特集 司法アクセスの充実に向けて 民事法律扶助の現況と課題」法律のひろば56巻8号30-37頁。
- (2006)「法テラスの設立に向けて第三回 法テラスにおける民事法律扶助業務」法律のひろば59巻7号68-69頁。
- (2008)「特集・総合法律支援構想のゆくえ I 法テラスの現状と課題 情報提供業務の現状と課題」ジュリスト1360号38-41頁。
- (2009)「特集 リーガルエイドと法律相談 民事法律扶助の新たな展開の方向性をめぐって」月報司法書士443号20-25頁。

- 櫻井光政(2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【各論】法テラス スタッフ弁護士の役割」自由と正義57巻4号35-37頁.
- 里村美喜夫(2007)「特集 田舎で開業しよう 田舎に行こう」月報司法書士419号20-23頁.
- (2008)「特集・総合法律支援構想のゆくえ II 法テラスの役割と各界の期待 希望の星『法テラス』」ジュリスト1360号76-79頁.
- (2009a)「特集 リーガルエイドと法律相談『法テラス』って、な～に？」月報司法書士443号26-32頁.
- (2009b)「特集 地域司法拡充のいま 司法書士による地域司法アクセス事業の現在と将来」月報司法書士449号21-25頁.
- 佐藤幸治(2003)「特集 司法アクセスの充実に向けて『司法ネット』実現への課題—日本人と法—」法律のひろば56巻8号46-50頁.
- 佐藤祐介=松岡勝実編(2010)『消費者市民社会の制度論』成文堂.
- 沢田登志子(2003)「特集 司法アクセスの充実に向けて ADRの活用を促進するために—ADRポータルサイト“ADR Japan”の試み—」法律のひろば56巻8号42-45頁.
- 関 一穂(2007a)「特集：裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律の施行 ADR周知のための法テラスとの連携」法律のひろば60巻3号42-49頁.
- (2007b)「特集 法テラスと司法書士 法テラスの情報提供業務の概況と司法書士の方々に望むこと」月報司法書士425号2-8頁.
- 社会保険研究所(2010)「レポート 地域包括支援センターの到達点と今後の展開—神奈川県横浜市の地域ケアプラザ」介護保険情報121号20-24頁.
- 副田あけみ(2006)「支援を要する高齢者のための地域ネットワーク構築—地域包括支援センターの取り組みに向けて—」人文学報社会福祉学22号63-93頁.
- 鈴木晴男(2004)「特集 司法ネットの整備 司法書士の立場から」ジュリスト1262号50-53頁.
- 鈴木浩一郎(2008)「特集=民事司法アクセスの現状と展望 簡易裁判所の訴額拡大・審理充実」法律時報80巻2号36-40頁.
- 高室成幸(2005)『よくわかる 地域包括支援センター 必携ハンドブック』

法研.

- 竹村幸子(2006)「セミ特集●高齢者とリフォーム詐欺預金者保護 埼玉県富士見市の認知症姉妹悪質リフォーム工事事件その後」(シリーズ6/欠陥住宅・悪質リフォーム)消費者法ニュース66号139-140頁.
- 玉木千賀子(2006)「地域包括支援センターにおけるアウトリーチの現状」沖縄大学人文学部紀要9号103-118頁.
- 田中晴雄(2009)「特集 法テラスの現状と寄せられる期待 法テラスの今 裁判員制度施行を目前に控えて」法律のひろば62巻2号4-17頁.
- 寺井一弘(2007)「弁護士過疎問題の現状と課題—その克服に取り組むスタッフ弁護士」龍谷法学40巻3号(791)-(817)頁.
- 富田さとこ(2009)「特集 地域司法拡充のいま 過疎地での業務」月報司法書士449号12-17頁.
- 外山太士(2008)「特集・総合法律支援構想のゆくえ I 法テラスの現状と課題 民事法律扶助業務の現状と課題」ジュリスト1360号42-44頁.
- 角田真理子(2004)「特集 司法ネットの整備 消費者被害救済の観点から」ジュリスト1262号65-69頁.
- 伯母治之(2006a)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【各論】日本司法支援センターの情報提供機能(アクセスポイント)について コールセンター構想を中心として」自由と正義57巻4号38-41頁.
- (2006b)「法テラスの設立に向けて第二回 日本司法支援センターの情報提供機能(アクセスポイント)について—コールセンター構想を中心として—」法律のひろば59巻6号60-61頁.
- 内田充範(2009)「地域包括支援センターにおける社会福祉士の役割—職歴の異なる3社会福祉士へのインタビューからの考察—」山口県立大学学術情報2号13-26頁.
- 宇都宮健児(2005)「高齢者をねらう悪質リフォーム被害の実態と対応策」前衛794号196-201頁.
- 和田英子(2009)「特集：法テラスの現状と寄せられる期待 高齢者・障がい者の相談現場での民事法律扶助への期待 相談者を援助し法律扶助を利用し救済を行っている立場から」法律のひろば62巻2号30-33頁.
- 若狭重克(2006)「地域ケアにおける支援システムのありかた—地域包括支援

- センターの基本機能をめぐって—」人間福祉研究9号1-12頁。
- 山田 文(2004)「特集 司法アクセスの拡充へ 司法書士に求められるADRについて」月報司法書士384号18-23頁。
- (2008)「特集=民事司法アクセスの現状と展望 民間型ADRの現状と展望」法律時報80巻2号41-48頁。
- 山本和彦(2008)「特集・総合法律支援構想のゆくえ II 法テラスの役割と各界の期待 民事司法における法テラスの役割——ADRの視点を中心に」ジュリスト1360号60-62頁。
- 山内鉄夫(2007)「特集 法テラスと司法書士 地方事務所のいま」月報司法書士425号20-24頁。
- 安岡崇志(2006)「特集いよいよスタート日本司法支援センター【支援センターに期待するもの】テラス? ネット? 問題は『名より実』——社会変革の成否かかる支援センター」自由と正義57巻4号58-60頁。